

後期高齢者医療保険料のお知らせ

保険料の決定方法

被保険者個人ごとの保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。なお、均等割額と所得割率は2年ごとに見直されます。

保険料の軽減

所得の低い人や被用者保険（協会けんぽ・健保組合・共済組合など）加入者に扶養されていた人は、保険料の負担が軽くなります。

なお、所得割軽減および被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減については、平成30年度に軽減割合が変更されます。

「所得が低い人の軽減」

◆保険料の均等割額の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額などに応じて、下表のとおり均等割額が軽減されます。

※平成30年度は対象者が拡大されます（太枠内）
なお、所得割額の軽減は平成29年度をもって終了します。

熊本県後期高齢者医療広域連合の 平成30・31年度の保険料率

○均等割額：47,900円 ○所得割率：9.26%

$$\text{保険料額（年額）} = \text{均等割額 } 47,900\text{円} + \text{所得割額（総所得金額} - 33\text{万円）} \times 9.26\%$$

※上限額62万円（平成29年度は57万円）
保険料率は平成29年度と同一です。

均等割額の軽減

総所得金額の基準	軽減割合
「基礎控除額（33万円）を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算した上で所得が0円となる方	9割
「基礎控除額（33万円）を超えない世帯	8.5割
「基礎控除額（33万円）」+「27万5千円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	5割
「基礎控除額（33万円）」+「50万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	2割

所得割額の軽減

「基礎控除（33万円）」+58万円を超えない方

平成29年度
所得割2割軽減



平成30年度
所得割軽減なし

被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

後期高齢者医療被保険者の資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた方

平成29年度
均等割7割軽減



平成30年度
均等割5割軽減

※所得割額はかかりません

「被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減」

被用者保険加入者に扶養されていた方は、特例措置として、保険料の均等割額が5割軽減されます（所得割額はかかりません）。

◆対象となる方

後期高齢者医療被保険者の資格を得た日の前日まで被用者保険加入者に扶養されていた方



保険料の納付方法

後期高齢者医療保険料の納付方法は次の2通りです。

① 特別徴収（通常）

年金からの差し引きです（手続きの必要は無く、条件が合えば自動的に適用されます）。

平成30年4月から年金からの差し引きによって納付

② 普通徴収

納付書での窓口納付または口座引き落としでの納付です（特別徴収の条件に該当しない場合の納付方法）

平成30年7月から納付書または口座振替によって納付

◆ 特別徴収への変更

現在普通徴収の方で、平成29年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられた方は、

左の表のとおり平成30年度途中から特別徴収となる見込みです。

※年金受給者が年間18万円未満の方などを除く

【平成30年度中に特別徴収に変更となる例】

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収開始月
平成29年4月2日～ 平成29年10月1日	普通徴収はありません	平成30年4月
平成29年10月2日～ 平成30年3月31日	平成30年 7・8・9月	平成30年10月

◆ 口座振替への変更

後期高齢者医療保険料を特別徴収により納めている方は、申し出により口座振替による納付へ変更することが出来ます。

詳しくはお問い合わせください。

入院時の食費と居住費が変わります

医療と介護の負担の公平化を図るため、平成30年4月1日から入院時の食費と居住費の負担額が変わります。

① 入院時食事療養費（一般病床・精神病床に入院したとき）

住民税課税世帯の食費が1食につき360円から460円に変わります。

② 入院時生活療養費（医療療養病床に入院したとき）

医療療養病床に入院している方で「医療の必要性の高い方」の居住費、食費が下記の表のとおり変わります。

※①②とも指定難病患者、精神病床入院患者（経過措置対象者）については現行から変更はありません。

入院時生活療養費（医療療養病床）

負担区分	医療区分Ⅰ (右の区分外)		医療区分Ⅱ・Ⅲ (医療の必要性の高い方)			
			指定難病患者			
	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
現役並み所得者※①・一般・区分ア～エ※②	460円	370円	360円	200円	260円	0円
区分Ⅱ※③・区分オ※④	210円	370円	210円	200円	210円	
90日以内の入院			160円	200円	160円	
90日を超える入院			100円	200円	100円	
区分Ⅰ※⑤	130円	370円	100円	200円	100円	

平成30年4月から

医療区分Ⅱ・Ⅲ (指定難病患者以外の方)	
食費	居住費
460円	370円
210円	370円
160円	370円
100円	370円

※①70歳以上で住民税課税所得が145万円以上ある方が1人でもいる世帯に属する人

※②70歳未満で住民税課税世帯

※③70歳以上で同一世帯の世帯主および被保険者が住民税非課税の人

※④70歳未満で住民税非課税世帯

※⑤70歳以上で同一世帯の世帯主および被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円で計算）を差し引いた時に0円となる人

○現役並み所得者、一般、区分ア～エの方の食費は医療機関の施設基準により420円となる場合もあります。

【お問い合わせ先】 健康福祉課 国民健康保険係 ☎52-5852(直通)